

令和 9 年 度

国の施策及び予算に関する提案・要望

令和 8 年 6 月

関東地方知事会

令和8年5月26日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和8年6月

関東地方知事会

会 長	栃 木 県 知 事	福 田 富
	東 京 都 知 事	小 池 百合子
	茨 城 県 知 事	大井川 和 彦
	群 馬 県 知 事	山 本 一 太
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	山 梨 県 知 事	長 崎 幸太郎
	静 岡 県 知 事	鈴 木 康 友
	長 野 県 知 事	阿 部 守 一



提 案 ・ 要 望 事 項 一 覧

- 1 地方分権改革の推進について 1
- 2 国民の命と健康を守る暑さ対策の推進について 31
- 3 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組の
推進について 33
- 4 確保すべき農用地の面積目標の管理手法について
. 37
- 5 特別支援教育を担う教員の処遇改善及び指導体制の
抜本的強化について 39
- 6 県立高等学校等における生徒の就職支援に係る
財政措置等について 41
- 7 匿名・流動型犯罪グループ等の特殊かつ広域的な
犯罪への対策強化について 43
- 8 伝統的工芸品産業の振興について 45
- 9 大規模災害時における外国人観光客等の広域避難について
. 47
- 10 台風等による風水害への対応について 49
- 11 持続可能な食肉処理体制の確保について 51
- 12 道路網の整備促進等について 52

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国と地方の役割分担の見直し、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

我が国の景気は緩やかに回復しているものの、中東情勢による今後の物価動向や原油、石油製品及び石油関連製品の不足、米国の通商政策をめぐる動向など景気を下押しするリスクや金融資本市場の変動等の影響などの不透明な状況が続いていることに加え、人口減少による地域経済の停滞や社会保障関係費等の増加など、地方財政は、引き続き厳しい状況にあることから、物価高対策やこども・子育て政策の強化はもとより、地域社会のデジタル化や防災・減災対

策、インフラ老朽化対策、人件費の増加への対応等の行政課題への対応など、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

以上のことから、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 国と地方の役割分担の適正化

人口減少問題はもとより、不安定で脆弱なサプライチェーンや世界規模でのエネルギー・食料危機、気候変動問題、感染症対策、相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は、適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。加えて、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。

国と地方の役割分担については、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進め、地方の自由度を高めるための不断の見直しが必要である。現在、国の第34次地方制度調査会において、人口減少により深刻化する諸課題に対応し、将来にわたり、持続可能な行政サービスを提供していくための地方制度の在り方について調査審議が行われているが、人口減少社会を踏まえた国・地方が担うべき役割や見合った権限などについて、地域の特性や事務の性質、デジタル技術の進展等を踏まえ、丁寧に議論を進めること。その上で国・地方がそれぞれ責任を果たすことができるよう財源を確保すること。

2 事務・権限の移譲

住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークのほか、未だ国の関与が残されている農地転用に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

3 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」あるいは調査会等を設け、国会に提出される地方分権にかかわる議案については、そうした委員会等が必ず調査・審議するなど、立法プロセスに地方自治体が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させ

る仕組みを確立すること。

4 計画策定等の見直し

本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし、依然として計画等の策定を義務付ける法令の見直しが図られていないことに加え、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件として計画等の策定が求められているなど、実質的に計画策定が義務化されている。令和5年3月31日に「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（以下、「ナビゲーション・ガイド」という。）が閣議決定され、各府省庁に対し、効率的・効果的な計画行政の進め方を示すなど、継続的な見直しに向けた環境整備が着実に進められていることを評価する。各府省庁においては、ナビゲーション・ガイド及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づき、地方の意見を十分に反映しつつ、政策立案や法案作成の都度、遵守状況を内閣府に報告するなど、ナビゲーション・ガイドが実効性を持つように運用するとともに、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合など、計画等の策定による地方負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

今後、計画等の負担が増大することがないように、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、新たに計画等の策定を求める法令の制定や通知の発出等は原則として行わないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。

5 「提案募集方式」による改革の推進

政府は「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが例年、9割程度であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」とされた

ものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等として扱われている提案が一定数存在する。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

こうしたことから、「提案募集方式」への対応に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、一律に具体的な支障事例を求めないことや、税財源に関する提案も対象とすることなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」とされている提案についても、政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていないものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、「提案募集方式」に基づく取組とともに、国自らも、地方の

意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、大幅な事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

6 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講じること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、地方における規制改革を検討するに当たっては、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

7 国の政策決定への地方の参画

新型コロナウイルス感染症対策では、機動的な対応に課題を残したものの国と地方で度重ねて協議・意見交換を行い、現場のニーズを踏まえた政策決定が行われるなど、国と地方のパートナーシップが強化され、共に対策を講じてきたところである。今後も国・地方に共通する様々な議題に関しては、互いに協力して政策課題に対応していくことが重要である。

このことを踏まえ、「国と地方の協議の場」においては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十

分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うことを徹底し、いわゆる教育の無償化をめぐる異例の手続きを前例とすることがないようにすること。

併せて、議員立法については、地方への事前情報提供制度がないことから、両院の法制局で起草される段階で地方側に情報提供し、地方から意見を提出できる仕組みを設けること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

8 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

なお、令和6年6月19日に改正された地方自治法において創設された、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国の指示権については、事前に関係地方公共団体等との間で十分に必要な協議・調整等を行い、現場の実情を適切に踏まえた措置となるようにすること。また、発動は目的を達成するために必要最小限度のものとし、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。

9 地方公務員法の改正

地方公共団体は、地域間競争が激化する中、海外企業との交渉や企業誘致、D Xの普及推進など、これまでの業務の枠を超えた政策課題に的確に取り組むとともに、子育て家庭の多くが共働きである状況や新型コロナウイルス感染症への対応を契機として広まったテレワークや在宅勤務等、多様な働き方を求める社会全体の変化に即応しながら、高度な専門知識や経験を備えた人材を確保することが求められている。

また、人口は減少傾向にあり、当面は生産年齢人口の減少が見込まれているため、労働力の確保が懸念されている。

地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化するとともに、定年延長や社会がジョブ型雇用に移行する中で、優れた人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度の確立が必要である。

一方で、支給できる手当については地方自治法に限定列举されているなど、法令によって一定の制約がある。

また、勤務時間等についても、民間企業並みに柔軟な設定は認められていない。

こうしたことから、地方公務員の給与及び勤務時間等の勤務条件について、多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応を可能とするため、地方公共団体の裁量をより広範に認めるよう、地方公務員法等関連法令の改正などを行うこと。

特に、喫緊の課題として、D Xなど専門的知識・経験を有する人材の確保や、副業・兼業がしやすい環境づくり、部分休業の対象拡大など子育てと仕事の両立支援をより一層進めるよう、法改正などを講じること。

Ⅱ 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 物価高等を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援

令和7年12月に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加措置されたが、中東情勢の影響による今後の原油、石油製品及び石油関連製品の不足など、現下の物価高の先行きは依然として不透明であり、地域の生活・経済への更なる影響も懸念されるため、今後の経済状況等も踏まえ、引き続き必要な対策を適時的確に講じること。

今後、更なる追加対策を講じるに当たっては、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガス、ガソリン・軽油などエネルギー価格等の安定に向けて、地方公共団体間で対策の内容に格差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。なお、これまでと同様に、国がLPガスや特別高圧等の支援を行わない場合には、国が行う都市ガスや高圧電力の支援と同時期に都道府県が支援を実施できるよう、財源措置を講じること。

特に、国が定める公定価格等により運営する医療機関については、令和8年度診療報酬改定において物価対応料が創設されたが、引き続き、物価高の中にあっても医療機関が安定的に経営できるような診療報酬点数の設定を行うこと。また、社会福祉施設等については、物価高が適時適切に反映される仕組みを介護報酬、及び障害福祉サービス等報酬制度等に組み込むこと。

国の対策を補完し地域の実情に応じた対策については適切な財源措置を講じるとともに、財源措置を臨時交付金で講ずる場合には、財政力指数による補正を行うことなく、地域の実情に応じた財政需要も十分に反映した上で、全ての地方自治体が必要とする額を国において速やかに確保・配分すること。また、その活用については、地方が自らの判断と責任において地域の実情に応じた施策を実施できるよう、国が定めたやり方を実質的に強いるようなことはせず、

地方の裁量を尊重するとともに、年度を越えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。その上で、地方が診療、介護、及び障害福祉サービス等報酬改定などと整合した対策を行えるよう、適切な情報提供を行うこと。

併せて、行政需要の増を地方財政計画に的確に反映し、既定の加算とは別枠での地方交付税の増額や、臨時交付金の継続などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うこと。

さらに、雇用全体の約7割を占め、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が将来にわたって安心して賃上げに取り組むことができる環境整備に向け、持続的で実効性のある対策を講じること。中でも、事業者への伴走支援を行う商工指導団体の支援体制の強化に対し、都道府県が十分な財政支援を継続的に行えるよう、財政支援を拡充すること。

新型コロナウイルス感染症に係る公費支援について、制度終了後に請求されるものについても国の責任において確実に予算措置を講じること。

改正感染症法の規定により、都道府県と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等(高齢者施設等の入所者を含む)への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みが法定化されたが、引き続き協定締結に係る医療機関の費用負担に対する支援を図るとともに、地方公共団体の感染症対策のための財政措置を講じること。

なお、飲食店向け協力金については、現在も、交付要件を満たしていないことが判明した事業者に対しては返還請求を行っており、将来にわたる債権管理等の関係事務に要する費用や、回収不可能となった協力金については、国の責任において財政措置を講じること。

2 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

3 地方創生に必要な財源の確保

地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。

この取組に当たっては、人口減少下における地方の人口動態に適確に対応する視点と併せ、人口減少のスピードを緩和させ最終的に安定させる定常化の視点も重要となる。

国は、令和7年12月に、「地方創生に関する総合戦略」を閣議決定し、これまでの地方創生の取組に加え、「強い経済」の実現に重点を置いた「地域未来戦略」を推進し、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指すとしているが、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会を維持するために、これまで地方が進めてきた「まち・ひと・しごと」をはじめとした

地方創生の課題解決の取組が後退することがないように、引き続き包括的な支援が必要である。

「地域未来交付金」については、令和 7 年度補正予算で 1,000 億円、令和 8 年度当初予算で 1,600 億円が確保され、令和 8 年度地方財政計画において、「地方創生推進費」1 兆円のほか、「地域未来基金費」が創設され、4,000 億円が確保されたが、地方創生の更なる深化に向け、「地域未来交付金」をはじめとする地方創生関連予算や地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援を継続すること。

併せて、交付金の更なる要件緩和や交付対象の拡大等の運用の弾力化を図るなど、地方における取組を強力に支援すること。

「地域未来交付金」における拠点整備事業については、引き続き交付上限額や手続きについて、弾力的な取り扱いを行うこと。同交付金のデジタル実装型においては、コンソーシアム等推進体制の確立や単年度での実装が要件となっているなど、対象事業が限られてくることから、要件の緩和を行うなど、地方が柔軟に活用できる制度とすること。

加えて、補助金等の執行に係る事務のうち、市町村交付申請書の受理等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等に基づき、都道府県に事務を執行させる場合には、事務量に見合う適切な財政措置等を講じること。

また、令和 8 年度地方財政計画において、「地域デジタル社会推進費」は、令和 11 年度まで延長等されたが、地方においてデジタル化の推進が着実に行えるよう、引き続き、更なる拡充を含め、必要な措置を検討し、講じていくこと。

令和 8 年度地方財政計画においては、「地域社会再生事業費」が引き続き 0.4 兆円確保されたが、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、

国としても十分な支援を講じること。

4 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

消費税は、地方交付税原資分も含めるとその約4割が地方の財源となっており、特定の世代に限定されることなく、全世代共通の社会保障制度の基盤としてあらゆる世代で負担を分かち合うものであり、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっている。

少子高齢化が進行する中であって、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を来さないよう、これらのサービスの財源として、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することが重要であり、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

政府においては、全世代型社会保障の構築に向けて取り組んでいるところであるが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、十分な財源を確保すること。

なお、昨今、物価高対策としての消費税減税について、給付付き税額控除制度導入までの2年間に限り、飲食料品に対する消費税率をゼロとする議論がなされているが、消費税及び地方消費税は社会保障関係費の基幹的な財源となっていることから、見直しに当たっては、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

また、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

国においては、次元の異なる少子化対策を推進し、こども家庭庁予算で、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見

た国の予算の倍増を目指すこととしており、基本理念として、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」としていることから、こども・子育て施策に地域間格差が生じることがないように、国において必要な財源措置を講じること。

こども・子育て支援施策は、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなるため、国が全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担に対し、国の責任と財源において確実に措置するとともに、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、全ての自治体に対し地方財源を確実に措置すること。

学校給食費の無償化については、令和5年12月に策定された「こども未来戦略」において、「小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」とされ、令和6年6月に、学校給食に関する実態調査の結果が公表され、令和6年12月に「給食無償化」に関する課題の整理がなされた。

国は、令和8年度から公立小学校等の給食費負担軽減について実施することとしたが、その基準額は、今般の物価高の状況を適正に反映しているとは言い難いことから、各自治体の状況を調査し、実情に合った基準額とするとともに、中学校等への拡大についても、速やかに実現すること。

また、学校給食費の抜本的な負担軽減及び高等学校授業料の無償化の実施に当たり、都道府県負担分は地方交付税措置を講じることとされたが、翌年度以降は地方に負担を強いることなく、国の責任において確実に財源確保を図ること。

また、事務手続に当たっては、自治体や学校現場の負担とならないよう十分に配慮するとともに、事業開始後一定期間を経た後に、事業の進め方や課題等について地方を交えて検証する場を設けるこ

と。

あわせて、高等学校授業料の無償化により、特に私立高校が多く存在する人口集中地域では、多くの生徒にとって私立高校への進学がより大きな選択肢となる。一方で、人口集中地域とそれ以外の地域では、一般に生徒一人当たりには要する費用に差があり、生徒数が減少し、生徒一人当たりには要する費用が増加しても、引き続き地域の公立高校が教育基盤としてその責務を果たしていく必要があることから、公立高校設置者の財政負担はより増大し、結果として国民の負担増につながることになる。令和7年度補正予算においては、高校教育改革に資する事業に対する補助金の新設されたが、補助対象は限定的であり、公立高校に必要な財政負担を軽減するには至っていない。ついては、地域における高校教育の維持向上を図るため、学校施設整備や教員給与への国による財政支援を含め、公立高校への支援の抜本的な拡充を図るとともに、早急に制度の詳細を示すこと。

高等教育の授業料の無償化については、地方に負担を強いることなく、国の責任と財源において実現すること。

加えて、東日本大震災及びその他大規模災害を起因とした経済的理由により、就学が困難等となった被災児童生徒等に対する就学支援については、国の責任において十分な財源を確保すること。

なお、現行の軽減税率制度によって生じている減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度

設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、給付費の急増により財政安定化基金の大幅な取崩しを余儀なくされた都県もあるなど平成 30 年度の制度改革時の想定を超える厳しい財政状況が続いている。制度の安定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら国定率負担の引上げや都道府県の財政規模に見合った財政安定化基金の積み増し等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

併せて、保険料水準の統一に向けた取組に対する財政支援については、保険者努力支援制度や特別調整交付金により実施されているところではあるが、保険料水準の平準化により保険料の上昇が見込まれる自治体や保険料水準の平準化に向けて納付金算定における医療費の多寡調整を廃止又は縮小した自治体など、様々な課題を抱える自治体に対するインセンティブとなるような、更なる財政支援を講じること。

なお、これらの財政支援については、既存制度の組み換えによるものではなく、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して新たに財源を確保し実施すること。

さらに、外国人の税・社会保険料の未納付防止や国民健康保険制度の適正な利用については、負担と給付の公平性の観点からも解消すべき課題であることから、国において、実効性があり、かつ、自治体に負担が生じない制度を創設すること。その際、制度改正に係るシステム改修で費用が生じた場合には、全額国が負担すること。

また、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について、医療保険制度間の公平や子育て支援の観点から、軽減割合の更なる拡大を図ること。その際、財源については、現行の制度と同様の枠組みを設け、地方財政措置を講じること。

なお、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について引き続き地方と協議を行うとともに、平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援については、今後も国の責任において確実に行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能の維持を基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。検討に当たっては、地方分権の観点から地方公共団体の意見を十分に尊重し、性急な議論とならないよう配慮すること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

なお、これまで、子育てにかかる経済的支援については、国において教育費や保育料などの軽減が図られてきたところであるが、子どもの健やかな育ちの観点から、医療費負担の軽減は大変重要であり、速やかに全国一律の医療費助成制度を国において創設すること。

また、審査支払機能に関する改革工程表に基づく国保総合システムの開発や運用に係る費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国の責任において必要な財政支援を講じること。

介護報酬については、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができるものとする。

5 防災・減災に係る財源の確保

「令和 6 年能登半島地震」では、多くの人命や家屋等への甚大な被害のほか、ライフライン等への大きな被害をもたらした。また、令和 5 年 3 月の IPCC 報告書では、風水害などの災害の増加・激

甚化の引き金となる気温上昇の可能性が改めて示されている。加えて、令和2年の国の「大規模噴火時の広域降灰対策について」の報告で、富士山の大規模噴火時には、首都圏等火山から離れた地域においてもインフラ等に甚大な被害が発生するとされている。今後、大規模な風水害や地震、火山噴火などがいつ起きてもおかしくはなく、これらが複合的に発生するリスクもある。

各地方自治体がこのような災害に対して取組を推進することは、日本全体を災害に強くするためにも重要である。地方自治体が計画的に防災対策を推進していくことが可能となるように、国において第1次国土強靱化実施中期計画に基づき必要な財源を安定的・継続的に通常予算とは別枠で当初予算として確保し、必要額を配分すること。

特に、下水道施設については、緊急時に給水の停止が見込める水道施設と異なる上、流域下水道では大規模管渠の更新も図られた実績がなく、流量の大きい大口径管に対応した工法も確立していないなどの課題がある。そのため、大規模・広域的な下水道システムの改築更新・再構築の工法の確立に向けて、国として主体的に取り組むこと。また、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、「国の技術基準等」の内容の強化・充実が検討されており、今後、重要管路等の点検においては「頻度」の強化や、流量の大きい大口径管に対応した点検の「方法」の確立が求められてくること、早期措置の重要性がさらに増していることを踏まえ、管路の修繕を新たに国の交付対象とするとともに、改築については「重要下水道管路更新事業」において、全ての重要管路を対象とする制度とすること。また、処理場、ポンプ場の改築更新について交付の重点化・個別化を図ること。さらに、令和9年度以降は水の官民連携（ウォーターPPP）を導入決定していなければ、污水管の改築に対して交付金が充てられないこととなっているが、污水管の維持管理・改築更新の負担や大規模污水管の更新手法等について明確な方針が確立するまで、この条件

の適用を見送ること。加えて、下水道における都道府県及び市町村の広域連携についても、地域の実態や下水道管理者の体制などにも十分に配慮するとともに、地方公共団体により実情が異なることから、広域連携を行わない団体が不利益を被ることのない制度設計とすること。

また、水道施設の老朽化対策について、漏水の発生、浄水処理の停止等による住民生活への影響を防ぐため、管路更新に係る補助事業の要件を緩和するとともに、浄水場及び配水場の施設更新に係る補助事業を創設すること。

6 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

自動車税環境性能割については、米国関税措置がわが国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年3月31日をもって廃止となった。

環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、令和8年度与党税制改正大綱において、「安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。」とされ、令和8年度においては地方特例交付金によって全額を補填することとされている。令和9年度以降の対応については、現時点で明らかにされていないが、国の責任において、全ての地方自治体に対し、代替となる恒久財源を措置するなど、安定的な財源を確保すること。

また、令和10年度以後における自動車税については、「その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。」とされている。

さらに、総排気量の値を有しない電気自動車の乗用車については、「課税趣旨を踏まえた公平性の確保等の観点から、最低税率を一律に適用する現行の自動車税の取扱いを見直し、令和10年度以後に新

車新規登録を受けた電気自動車の乗用車に対しては、車両重量に応じた課税方式を導入する。」とされ、具体的な税率等は、自動車税のあり方の検討と併せて令和9年度税制改正において結論を得るとされた。2035年度までに乗用車新車販売に占める電動車を100%とする政府目標の達成に向け、ガソリン・軽油等を燃料とする自動車の所有者との公平性を維持しつつ、利用実態等に応じた税負担の適正化が図られるよう、早期に検討を進めること。

併せて、自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

なお、昨今の物価高を踏まえ、軽油引取税、揮発油税及び地方揮発油税に関する暫定税率が廃止されたが、地方全体で5,000億円以上の減収が見込まれている。この減収分については、総務省の令和8年度地方財政対策の概要において、「廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金により全額を補填」とされているが、令和9年度以降についても国の責任において、全ての地方自治体に対して代替の恒久財源を措置するなど、安定的な財源を確保すること。

7 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

森林環境税の賦課徴収に当たっては、税の趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された使途を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な使い

道の把握に努めるとともに、森林整備や人材育成、木材利用などに一層活用されるよう、方策を検討すること。

8 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年 10 月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が恒久的措置として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税收格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後のあり方について引き続き議論し、地方分権改革に資する制度とすること。

9 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成 28 年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのない

ようにすること。

また、分割基準のあり方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

10 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら、税負担の公平性や安定的な税収の確保等の観点から、引き続き検討をすること。

また、適用対象法人の基準は、法人による操作可能性が小さいものとするとともに、課税実務上、確認が容易で納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとする。

11 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、令和2年度税制改正において電気供給業の見直しが、令和4年度税制改正においてガス供給業の見直しが行われた。

また、令和8年度与党税制改正大綱においては、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」とされ、収入金額課税の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給業やガス供給業の事業者は、大規模発電施設やLNG基地等を有するなど、多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

12 国際課税ルールの見直しに伴う対応

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにおける、市場国への新たな課税権の配分（いわゆる第1の柱）については、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すること。その際は、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど適切な制度構築を行うこと。

13 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その税収の7割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

14 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和8年度税制改正の大綱において、特例控除額に限度額が設けられるとともに、寄附金のうち募集に要する費用を控除した後に、地方自治体が活用できる財源割合を段階的に60%以上とするなどの見直しが行われたところであるが、

今後もより多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続くことが見込まれる。

今般の改正については一定評価するが、特例控除額の上限設定は限られた高所得者を対象としたものであり、高所得者ほど制度の恩恵を受け得るという課題の解消には不十分であるとともに、都市部の地方自治体においては税収減が大きく、財政に影響が生ずるなどの課題が依然として残っている。

このため、特例控除額の上限設定の引下げや寄附金活用可能額の割合の更なる引上げにより、生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に、寄附を通して貢献するという本来の趣旨に沿った制度となるよう、地方自治体の財政に与える影響も考慮しながら、更なる見直しを行うこと。

また、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始され、寄附金控除の申告手続きがオンラインで容易に完結できる環境が整備されつつあることを踏まえ、ふるさと納税ワンストップ特例制度は速やかに廃止するとともに、廃止までの間については、同制度の適用により個人住民税から控除されている所得税控除分相当額を国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

15 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

16 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

17 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえながら、eLTAX 等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を一層推進していく必要がある。

令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」や令和3年9月に施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国は市町村税の4税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、令和5年9月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において令和7年度までに各市町村が標準仕様に準拠したシステム利用を目指すこととされ、令和6年12月の改定において、令和8年度以降の移行とならざるを得

ないシステムについて、概ね5年以内に移行できるよう積極的に支援することとされている。

また、令和4年度税制改正において、eTAXを通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段が拡大され、令和8年度与党税制改正大綱において、「地方税においても更なる税務手続きのデジタル化に向け、地方税関係通知のうち、納税証明書等の各種証明書について、eTAX及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組を進める。」とされている。

引き続き、デジタル化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を適切に講じること。標準準拠システムへの移行に関しては、令和6年8月に実施された移行経費調査結果を精査の上、令和7年6月に補助上限額が提示され、令和7年7月に実施された移行経費調査結果を踏まえ、令和7年11月に令和7年度末までの執行予定額を考慮した配分額が措置されたところであるが、令和8年度以降の移行経費が補助上限額を上回る自治体が一定数存在し、このままでは自治体の負担が発生するおそれがあることから、デジタル基盤改革支援補助金において、必要となる移行経費全額について確実に財政措置を講ずること。また、地方財政措置を講じることとされているシステム運用経費についても経費削減のための必要な対策を講じるとともに、地方の負担増とならないよう国の責任において、地方交付税が交付されていない自治体を含め、全ての自治体に対し、確実な財政支援を講じること。

また、自動車税のワンストップサービスについて、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。

さらに、地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を推進するため、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用などに関して、対応策を検討するとともに、納税者による eLTAX を通じた税務手続・キャッシュレス納税の利用拡大に努めること。

なお、こうした地方税務手続の一層の推進に当たっては、地方自治体の意見を丁寧に聞くこと。

18 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、こども・子育て政策の強化、地域のデジタル化、脱炭素化、人への投資、防災・減災のための取組の推進や物価高への対応などの行政需要の増加が引き続き見込まれている。地方が住民サービスを安定的に供給するため、地方一般財源実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や金利・税収等の動向を的確に把握し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地域等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

令和 8 年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を 3.7 兆円上回る 67.5 兆円を確保した。また、地方交付税について、前年度を 1.2 兆円上回る 20.2 兆円確保するとともに、臨時財政対策債は昨年度に引き続き新

規発行額がゼロとなった。

引き続き、臨時財政対策債によらない一般財源総額を確保するとともに、財源不足への対応として、国の責任において税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、臨時財政対策債の制度を廃止すること。また、既往の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保すること。

19 個人所得課税の見直しに伴う対応

個人住民税が「地域社会の会費」的な性格であることを踏まえ、今後、個人住民税の諸控除等について検討する場合には、地方の意見を踏まえつつ、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、国の責任において代替となる恒久財源の確保の必要性も含めた丁寧な議論を行うこと。

20 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れ

があるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

一方、都道府県を介して民間事業者等へ交付する補助金であっても、交付要綱等の規定等（事業内容や補助対象者選定等）に都道府県が関与する余地がないものについては、単に都道府県に申請の受付や交付決定、完了検査等の一連の事務負担が生じているばかりか、間接補助事業者の不正等により補助金を取り消された場合、その返還を都道府県が肩代わりするなどのリスクのみ負担することとなるため、制度や運用の見直しを行うこと。また、「肩代わり」については、補助金適正化法第 18 条第 3 項に定められている返還期限の延長や返還命令の取消等の適用基準を詳らかにするとともに、柔軟な適用・運用を行うこと。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条に基づき都道府県の知事の同意の下で事務委任が行われる補助金については、不同意により市町村が補助を受けられなくなる懸念から、実質的に不同意が困難である。当該補助金のうち、地方に裁量の余地が乏しく、国が直接実施することが効果的・効率的なものについては、国の直接執行を検討するなど、制度の見直しについての議論を深めていくこと。

21 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにか

つ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

22 地方交付税措置のある地方債の期間延長等について

各地方自治体では、激甚化する風水害や地震に対する防災・減災対策、老朽化した公共施設の長寿命化改修、脱炭素化に向けた施設整備など、多様化する課題に対応するための付加価値の高い投資ニーズが高まっており、これらに対応する地方債の活用ニーズも高まっている状況である。

このうち、老朽化した公共施設の長寿命化改修等に対応する公共施設等適正管理推進事業債については、令和8年度が制度終了の期限とされている。

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点で進めるため、公共施設等適正管理推進事業債について、公用施設も対象とするとともに、期間延長の措置を講じること。

また、防災・減災対策や長寿命化事業など、中長期的に取り組むべき事業については、あわせて制度の恒久化について検討すること。

2 国民の命と健康を守る暑さ対策の推進について

近年の暑さはもはや従来の延長線上にあるものではなく、命を脅かす災害級の暑さが常態化しつつある。国民の命と健康を守る暑さ対策には一刻の猶予も許されない。国民が安全・快適に暮らせる社会の実現に向けて、地方自治体による暑さ対策に加え、社会全体として意識や行動の変革を促す国による大胆な取組など、一層の取組強化が必要である。

ついては、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

1 暑さ対策と賢い省エネルギーの両立

熱中症を防ぐため、迷わずエアコンを使用することなどの暑さ対策と、無理のない賢い省エネとを両立して実践できるよう、分かりやすい普及啓発等を実施すること。

暑熱順化への取組や暑さチェッカー（暑さ指数計測器や温湿度計）の活用など、時期に応じた効果的な暑さ対策の実践を促進するとともに、高齢者や子供等の熱中症リスクの高い方への対策を強化すること。

熱中症を防ぎ快適な生活を実現するため、スタートアップ等による新技術の開発・実装化と普及を促進すること。

2 暑さに適応した都市環境の整備

まちなかの緑陰や日よけの充実、路面温度の低減など、猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境の形成に向けた取組を強化すること。

クーリングシェルターの指定を加速するため、市区町村に対して必要な支援を講じること。

また、認知度向上や利用を促すための普及啓発を強化すること。

3 暑さへの適応に向けた国民・事業者の行動変容の促進

暑熱対応型の勤務制度など、暑さに適応するための新たなライフスタイルへの転換を推進すること。

時期や服装にとどまらず、賢い省エネと快適な暮らしを両立した働き方や暮らし方の新しい標準となる「クールビズ」を全国に展開すること。

3 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組の推進について

急激な人口減少社会を乗り越え、我が国が力強く発展していくためには、外国人を含む多様な人材が活躍し、イノベーションを創出して生産性を高めることが不可欠である。

近年、各分野での人手不足が深刻化する中、外国人の活躍への期待と需要は一段と高まっており、外国人が働きやすく、安心して住むことができる環境を整備するとともに、地域に溶け込み、日本人と共に支え合う共生社会の実現に向けて、長期的な視点で取組を推進することに加え、不法就労などの違反行為に対し、厳格に対応することが極めて重要である。

各地方自治体では、これまでも地域の実情を踏まえて外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組を進めてきたところであるが、国が主体的に責任を持って対応すべき課題であることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 外国人受入環境の整備

(1) 国が主体となり、在留外国人が日本語や日本の社会制度、生活ルール等を学習するプログラムを早期に創設すること。

(2) 一部には無秩序に留学生を受入れる大学の別科及び専修学校がある中、留学生の適正な受入れ及び地域社会との調和ある共生を図るため、受入体制に応じた適正な受入基準を具体的に示すとともに、留学生の住宅確保に係る支援について学校設置者の責務を明確化すること。

あわせて、学校設置者に対し、日本の生活習慣及び社会生活上のルールに関する留学生への教育・指導を義務化すること。

また、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」に

基づく指導を国において確実に実行するとともに、専修学校については所轄庁が方針に基づく対応を適切に講じることができるよう、国において十分な支援体制を構築すること。

- (3) 外国人に対する賦課徴収について、居所不明等により徴収困難となるケースも懸念されることから、出入国在留管理庁と地方公共団体との間でマイナンバーを活用した情報連携を図るとともに、地方税や国民健康保険料（税）の納付情報を在留審査等へ活用するなど、制度見直しの早期実現を図ること。

また、出入国在留管理庁における納税状況調査についても、外国人や市区町村の負担軽減のため、マイナンバー制度による情報連携の対象として納税証明書の添付省略を可能とする制度見直しの早期実現を図ること。

なお、情報連携に係るシステム改修等で費用が生じる場合には、全額国が負担すること。

- (4) 令和9年4月から開始する育成就労制度における監理支援機関の許可要件として、監理支援事業の実務に従事する常勤役職員1人当たりの育成就労実施者数は8者未満とされているが、農業分野では、経営体数が多く、かつ、現状の技能実習制度における経営体当たりの受入人数が他業種よりも少ないという実情がある。

このような実情を踏まえると、当該要件により、監理支援機関が送り出せる経営体数が限定されることで、必要人数の確保が困難になることから、農業分野については別枠とするなどの特例措置を講じること。

2 不法就労対策の強化

- (1) 出入国在留管理庁及び警察は、法令に基づき、不法就労者等

に対する調査などを行うことになっているが、各都県の不法就労者数の減少にはただちに繋がっておらず、取締権限のない各都県において対策を講じざるを得ない状況となっているケースがある。

また、不法就労の防止に関し、警察官は調査を目的とする事業所への立入権限を有していないほか、入国審査官及び入国警備官については、特定技能外国人の受入れ機関等への立入権限を有しているものの、それ以外の事業所への立入権限は有していない。

そのため、不法就労対策の強化に向けて、法令改正により、出入国在留管理庁及び警察に対し、広く事業所への立入権限を付与し、取締りを徹底するとともに、これらの取組を実施するために必要な人的体制を拡充すること。

- (2) 各都県が不法就労の疑いを把握しても、調査や事実確認等を行う法令上の権限がなく、違法状態が長期化する懸念がある。

そのため、各都県からの情報提供等を踏まえ、出入国在留管理庁及び警察において、迅速に調査や事実確認等を実施できる体制を強化するとともに、国と各都県との連携強化に向け、必要な措置を講ずること。

- (3) 事業者による不法就労者の雇用を防ぐため、事業者に対する「在留カード等読取アプリケーション」の利用促進など外国人の在留資格の確認に係る周知の徹底、都県労働局による事業主に対する外国人雇用状況届の履行に向けた個別巡回等の強化、不法就労者を斡旋するブローカーとの接触に対する注意喚起の徹底など、事業者が不法就労を助長するあらゆる可能性の芽を摘むための監督指導を強化・徹底すること。

(4) ブローカーについては、不法就労者の供給源となるとともに、不法就労者を組織的に斡旋するなど、より悪質性が高いことから、関係省庁の連携により、各業界・各地域で活動するブローカーの実態把握及び取締りを強化すること。

(5) 外国人による不法就労を入国の時点で未然に防ぐため、退去強制手続等を執った外国人が多い国の政府に対して、悪質な外国人の送出機関等への取締り・監視指導の強化を要請することをはじめ、事前チェックを通じた厳格な入国審査を行うために国が導入手続を進めている電子渡航認証制度（JESTA）の早期の運用開始、退去強制手続等を執った外国人の在留資格で最も多い「短期滞在」に係る入国審査の厳密化など、一連の水際対策を強化すること。

なお、電子渡航認証制度（JESTA）の導入等が行われるまでの間、必要に応じ相互査証免除協定の停止を講じるなど、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底すること。

4 確保すべき農用地の面積目標の管理手法について

農業振興地域の整備に関する法律の改正により、令和7年4月から、農地の総量確保のための措置として、都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積目標の達成に向けた措置が強化され、農用地等以外の用途に供することを目的とした農用地区域からの除外（以下、「除外目的変更」という。）に係る都道府県知事の同意基準に「都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」が追加されるとともに、知事が都道府県の面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは除外目的変更しようとする市町村に影響緩和措置を講じることを求めることとされた。

都道府県の面積目標への影響を及ぼすおそれの判断については、国が制定した農業振興地域制度に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）において管理の手法を具体的に示しており、前年の市町村の除外目的変更面積の合計が都道府県の一般転用年間許容量を超えた場合や農用地区域内の全体農地面積が都道府県面積目標を下回ることが判明した場合に、翌年度に除外目的変更を行う全ての市町村が影響緩和措置を講じる必要が生じるものとなっている。

自らは前年に除外目的変更を全く行わなかったにもかかわらず前年の他の市町村の除外目的変更面積の合計が都道府県の一般転用年間許容量を超えたため、又は自らの除外目的変更等が小規模であるにもかかわらず農用地区域内の全体農地面積が都道府県面積目標を下回ることとなるため、翌年度に除外目的変更を行う際に影響緩和措置を講じる必要が生じることとなる市町村は不公平感を持つおそれがある。

除外目的変更は各市町村が行うものであるにもかかわらず、ガイ

ドラインでは、一般転用年間許容量の設定方法、影響緩和措置の要否の判断、影響緩和措置を講ずべき割合などをいずれも都道府県単位で取り扱うこととしている。

この点について、市町村の農地の賦存状況や開発需要の状況による市町村間の除外目的変更の実施時期、除外目的変更面積の多寡等の相違が考慮されていないため、除外目的変更の実施市町村と影響緩和措置の実施市町村との関係が不明瞭となるなどの問題がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 都道府県の面積目標への影響を及ぼすおその判断等については、地域の実情に応じ、都道府県知事が管内市町村との協議等を踏まえ、自ら取扱い方針を設定するなどの手法により行えるようにすること。

5 特別支援教育を担う教員の処遇改善及び指導体制の抜本的強化について

近年、学校現場では、行動や情緒面に顕著な困難を抱える児童生徒が増加し、その支援ニーズは一層多様化・複雑化している。中には、自傷・他傷等の行動が見られる強度行動障害の状態を示す児童生徒もおり本人・周囲の安全確保を含めた特別な配慮と高度な専門的対応が不可欠となっている。

現行制度においては、特別支援学校は視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者が対象となっており、一方で、特別支援学級や通級による指導については、言語障害者・自閉症者・情緒障害者・学習障害者・注意欠陥多動性障害者の行動面・情緒面に特別な支援を必要とする児童生徒についても対象としている。このため、特別支援学級や通級による指導が果たすべき役割は一層大きくなっている。

現在、特別支援学級の編制の標準は1学級8人以下と定められているが、強度行動障害を含む多様な障害特性の児童生徒が在籍する特別支援学級においては、教員一人がすべての児童生徒に対して個別最適な学びを提供することが難しくなっている。

さらに、特別支援学校及び特別支援学級の学級担任は、児童生徒一人一人の特性に応じた個別の指導計画や教育支援計画による学習支援・生活支援に加え、保護者対応を含めた学級運営等、業務が一層複雑化しており、その業務負荷や困難性が増している。

このような状況の中、国の基準では、特別支援教育を本務とする教員には業務の特殊性を考慮した調整額（給料月額約3%）が支

給されているが、通常学級の担任に支給されている義務教育等教員特別手当の加算（月額 3,000 円）は対象外となっている。

さらに、調整額は令和 9 年 1 月から縮減され、令和 10 年 1 月には現在の 1 / 2 となる予定であり、特別支援教育に携わる学級担任の困難性や専門性等に見合う処遇が得られず、特別支援教育を担う教員の確保・定着が一層困難性を増すおそれがある。

個々の特性に応じた個別最適な学びの機会を確保するためには、きめ細かに指導・支援できる環境が必要であり、特別支援教育における教員の安定的な配置と専門性の確保が不可欠である。ついては、特別支援教育を担う教員の処遇改善及び指導体制の抜本的強化に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、現在 1 学級 8 人以下と定められている特別支援学級における 1 学級の児童又は生徒の数の標準の引下げを行うこと。併せて、教員の不足が生じないよう、人材確保対策についても特段の配慮を講じること。

2 特別支援教育に従事する教員に支給される給料の調整額が縮減されていくことを踏まえ、特別支援学校及び特別支援学級についても学級担任加算を行うこと。

6 県立高等学校等における生徒の就職支援に係る財政措置等について

職業安定法第 27 条の規定に基づき、県立高等学校等の校長は求人・求職の申込の受理や求職者の求人者への紹介など、公共職業安定所長の業務の一部を分担している。

この分担は校長の同意又は要請によることとなっているが、公共職業安定所の職業紹介の体制から実情として分担が前提となっている。これは実質的な委託業務であり、教育現場に多大な業務負担が発生しているにもかかわらず、担当する教員の定員及び人件費等の財政措置が講じられておらず、支援を行う十分な高等学校就職支援教員（以下「ジョブ・サポート・ティーチャー」という。）の配置もなされていない。本来は公共職業安定所が担う業務を教員が担っていることから、これに係る費用については全額国の負担とすべきである。

また、現在、厚生労働省が提供する就職情報システム「高卒就職情報 WEB 提供サービス」（以下「高卒 WEB」という。）は、生徒自ら求人情報を検索・比較する用途に適していないなど、運用上の課題がある。令和 8 年 2 月に開催された「第 35 回高等学校就職問題検討会議」において、高卒 WEB の改修を検討することが明らかになったが、具体的な内容は盛り込まれておらず、また、改修まで相当の期間を要する見込みとなっている。

そのため、教育現場では、利便性が高い民間サービスを利用せざるを得ない状況にあるが、雇用側にとっては、支払料金に応じて生徒に提供される情報量及び頻度が変動するため、公平な情報提供の機会が確保されないという課題がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 職業安定法第 27 条の規定に基づく業務分担の費用については、

国が全額負担すること。また、全額負担に至らない場合には、その不足分を、ジョブ・サポート・ティーチャーの定数拡充により適切に補充すること。

2 高校生の就職に関して就職支援の充実や教育現場の負担軽減を図るため、早期に、高卒 WEB の改修又は新たなシステムの構築を行うこと。その際、次の点を十分に反映されたい。

- (1) 生徒が主体的に企業や職種を調べることができるよう、求人票を容易に検索・比較検討できる機能や生徒一人一人に応じた情報を提示する機能など、生徒にとって利便性の高いシステムとすること。
- (2) 紙の求人票の整理や応募前職場見学の日程調整など、現在教員が行っている事務処理を省略化できるよう、指定校求人を含む求人票や企業との連絡調整をデジタル化し、教員の事務負担を軽減するシステムとすること。
- (3) スマートフォンやタブレットなどの多様なデバイスに対応したシステムとすること。
- (4) 高卒 WEB の改修又は新たなシステムの構築が完了するまでは、実情として教育現場での利用が進んでいる民間サービスを国として推奨すると同時に、推奨する民間サービスにおいては、雇用側の支払った金額に応じて就職側が受け取る情報に差がつかないよう適切な支援を行うこと。

7 匿名・流動型犯罪グループ等の特殊かつ広域的な犯罪への対策強化について

近年、匿名・流動型犯罪グループ（以下「トクリュウ」という。）による特殊詐欺や侵入窃盗、自動車盗等の事件が増加している。トクリュウによる犯罪は国内の広域で発生しており、その手段として、実行犯の募集や、犯行に匿名性の高い通信手段を用いるほか、マネーロンダリングに暗号資産を悪用するなど、情報通信技術等の進化に合わせて日々巧妙化している。また、活動拠点を海外に置く組織の上位被疑者の追及や犯罪組織の実態解明を進めることは、極めて困難な状況にある。

こうした情勢下、トクリュウ対策は、警察全体が組織の総力を挙げて取り組むべき重要課題であり、そのためには、各都道府県警（以下「県警等」という。）における捜査資機材の整備・拡充及び情報共有が不可欠である。

具体的には、携帯電話（スマートフォン）の解析や暗号資産化された被害金を追跡するといった高度な機能を持つツールの整備のほか、昼夜を問わず、被疑者の顔貌、車両ナンバー等を識別可能とする高感度カメラの増強などが挙げられる。さらに、県警等において、大容量サーバを搭載した資機材を整備した上で、全国の県警等でトクリュウをはじめとする各種捜査情報や分析データを共有するためのシステムを構築する必要がある。

さらに、トクリュウによる犯罪に限らず、犯罪全体の抑止と検挙に向けて、技術の進歩に応じた高度な機器の配備やシステムの強化を迅速に進めなくてはならないところであるが、県警等が単独で必要な機器等を調達することには財政的に限界がある。また、調達する機器等は、全国共通または類似のものであることが多いと考えら

れ、県警等の管轄区域を越えて行われる犯罪の増加も踏まえると、捜査に必要な機器やシステムについて、県警等で必要となるものは、国において一括で調達することが、効果的かつ合理的であると考え

る。

こうしたことを踏まえ、トクリュウの壊滅及び犯罪全体の抑止と検挙に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 トクリュウの壊滅に向けて、県警等における捜査で必要となる組織の実態解明や被疑者追跡に係る機器の整備・拡充を図ること。
また、県警等で捜査の分析データなどを共有できるシステムを構築した上で配備すること。
- 2 トクリュウによる犯罪に限らず、技術の進歩に応じた捜査や業務を遂行するために必要な機器、システムなど、全国的に配備すべきものなどは、国において財政負担した上で一括調達すること。

8 伝統的工芸品産業の振興について

伝統的工芸品は、職人によって長年に渡り培われてきた高度な技術に裏打ちされ、国民の日常の暮らしに潤いと豊かさを与えてきた文化的な製品であり、地域経済の発展にも寄与してきた重要な産業である。近年では、日本らしさを分かりやすく体現した商品として、インバウンド需要も高まっている。

しかし、伝統的工芸品産業においては、安価な輸入品の増加による需要の減少、職人の高齢化による後継者不足、原材料・用具等の不足など、産業を取り巻く様々な課題が指摘されており、生産額や事業者数の減少が続いている。

こうした状況を受け、国や地方自治体では、需要の拡大に向けた販路拡大や後継者確保への支援等により、伝統的工芸品産業の振興に努めているが、産業全体の縮小に歯止めがかからない状況である。また、地方自治体は、各地域の伝統的工芸品産業の振興に当たり重要な役割を担う存在であるものの、その取組内容には自治体の財政状況等により、かなりの差が見られる状況となっている。

伝統的工芸品の製造過程には、大手企業にも真似できない高い技術と技法が用いられており、一度途絶えてしまうと復活させることは非常に難しいといえ、これらを次の世代にしっかりと継承していくことが求められる。

そのため、我が国の伝統的工芸品産業を持続的に発展させていくうえで、国が主体となった取組が重要であることから、次の事項を要望する。

- 1 伝統的工芸品産業が時代の変化に対応し、稼げる産業に転換できるよう、「伝統的工芸品産業の振興に関する基本的な指針」を改定するなど、時代を先取りしたビジョンを示すこと。

2 伝統的工芸品産業の担い手確保や振興に資するよう、伝統的工芸品の海外展開に向けたPRや新商品の開発など、さらなる販路拡大につながる支援を強化すること。

とりわけ、伝統的工芸品月間国民会議全国大会（KOUGEI EXPO）など、国と自治体が連携して伝統的工芸品の普及を目指す取組について、国が主体となって国内外における機運の醸成に取り組むこと。

3 原材料や用具の不足が伝統的工芸品の製造に支障をきたすことのないよう、原材料等の製造に従事する事業者への支援を含め、安定的な原材料等の確保に向けた取組を強化すること。

4 伝統的工芸品の振興を行う地方自治体や、民間事業者に対して、さらなる財政的支援を含め、工芸品産業の持続的発展に必要な支援を行うこと。

9 大規模災害時における外国人観光客等の広域避難について

国は、令和8年3月に策定した新たな「観光立国推進基本計画」において2030年の訪日客数6,000万人の実現を目標としており、災害時における訪日外国人観光客等への対応体制の強化は一層重要である。

とりわけ、国内に取り残された外国人観光客等の帰国に向けた支援については、明確な法令やガイドライン等が規定されておらず、駐日大使館等の自国民保護に係る検討状況にも差異があることから、今後大規模災害が発生した場合、自治体は極めて困難な対応を迫られることが想定される。

こうした問題意識の下、山梨県と近隣3県（中央日本四県）が設立した「大規模災害時における外国人観光客の超広域避難に関する研究会」では、南海トラフ地震で多くの国際空港・港湾が同時に機能不全に陥ることで、外国人観光客等の帰国に著しい支障が生じる場合には、国籍や帰国希望等を特定するための「一時滞在施設」を段階的に設置し、都道府県域を越えた広域的な避難誘導や移送調整が必要になるという結論を得た。

世界有数の国際ハブ空港や多数の観光地を抱え、外国人観光客等が集中する関東地方においては、首都直下地震や南海トラフ地震、富士山噴火などが発生した場合には、多数の外国人観光客等への対応が必要となり、広域的な避難誘導・移送調整を迅速・的確に行う体制の構築が不可欠となる。

加えて、災害時の自国民保護を担う駐日大使館との協力体制など、地方行政の枠を超えた連携も重要となる。

こうした体制の実現には、地方自治体の自主的な取り組みのみならず、国が主体的に取り組むを進めることが不可欠である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 災害時に国内に残された外国人観光客等の帰国支援等について、自治体による最前線での対応の指針となる法令やガイドライン等を、関係者の意見を十分に踏まえて整備すること。
- 2 災害発生時において、迅速かつ的確な帰国支援を可能とするため、関係機関を統括する司令塔として積極的な総合調整を行うこと。
- 3 駐日大使館等との情報共有を円滑に行い、必要な協力を速やかに得られるための協力体制を構築すること。
- 4 外国人観光客等の帰国支援を円滑に実施するために、必要な施設の設置や輸送等について、費用負担等に係る制度を整備すること。
- 5 災害時における情報の迅速かつ正確な共有を可能とするため、実効性のある情報伝達手段の構築とその普及を促進すること。

10 台風等による風水害への対応について

近年、激甚化・頻発化する風水害により、全国各地で甚大な被害が発生している。

このうち静岡県では、令和7年9月5日の台風第15号の影響により、線状降水帯による非常に激しい雨が降り続き、国内最大級の竜巻等の突風も発生し、多数の住家被害が生じた。

地方自治体では、発災後、被災者のニーズにきめ細やかに対応し、速やかな生活再建へと繋げるため、全力を挙げて災害応急対策に取り組んでいるが、一層の被災者生活再建支援の推進を図るため、国において、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 被災者生活再建支援法の適用区域の不均衡の解消

現行制度では、住宅の全壊被害を受けた世帯が市町村単位で一定以上発生したことが要件となっており、台風等による被害が、複数の都道府県や市町村をまたぐ広範囲に及んだものであっても、被災者生活再建支援法が適用される市町村とされない市町村が混在する。

法の適用に当たっては、被害状況を広域的な視点で判断し、法の適用を受ける市町村が1つでもある場合は、被災した全ての市町村に適用するなど、適用区域の不均衡の解消を図ること。

2 風害に係る住家被害認定調査の簡易判定基準の策定

風害では、屋根等の大部分に被害が生じている場合でも「全壊」と判定するためには、内観調査をする必要があることから、調査業務に時間を要している。水害や地震と同様に、外観の被害程度によって迅速に判定できるようにする必要があるため、簡易な調査方法を策定すること。

3 災害救助法における生活必需品の給与又は貸与の対象品目拡大

猛暑をはじめとした現在の気候変動や現在の生活水準を踏まえると、必需品として考えられるエアコンや冷蔵庫などの家電製品が対象外となっているため、被災者の健康管理や衛生管理の観点から、エアコンや冷蔵庫などの家電製品についても、生活必需品の給与又は貸与の対象品目として拡大すること。

4 局地激甚災害指定基準（中小企業）の緩和

中小企業の局地激甚災害指定基準は、昭和 43 年に規定されてから改正されておらず、公共土木施設や農地等の災害復旧事業が激甚災害指定基準に該当する場合でも、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例については、局地激甚災害にさえ指定されないことが多い。被災中小企業へ手厚い再建支援を実施するため、局地激甚災害の指定基準の緩和を行うこと。

11 持続可能な食肉処理体制の確保について

食肉処理施設については、全国において施設の概ね半数が築 30 年以上を経過しており、老朽化が課題となっている。加えて、近年は建設資材価格及び人件費が上昇し、新設・更新に係る事業費が大幅に増加している。

また、現行の収支構造では建設投資の回収が困難であり、計画の実施を当面控えざるを得ず、計画を断念して施設の閉鎖に至る事例が生じている。

こうした状況により、地域における畜産振興及び食肉供給の安定確保に重大な支障をきたすことが危惧されており、単独の自治体や事業者の自助努力のみでの解決は極めて困難である。

については、持続可能な食肉処理体制の確保に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 広域連携に係る国の積極的な関与

畜産農家の減少などにより、都道府県単位では健全な食肉処理施設の運営に必要な処理頭数の確保が困難となっている事例も見られることから、今後、広域的な処理体制の構築や施設間連携の調整について、国が積極的に関与すること。

2 最適な食肉供給システムのあり方

食肉処理施設は、行政による財政支援がなければ運営が困難な施設が多く存在していることから、生産から加工・流通・販売・消費に至る食肉流通全体で適切に経費を分担するなど、施設の持続的な運営が確保される仕組みを構築していくことが重要である。

このため、国が主体となり、最適な食肉供給システムのあり方について全国的な議論を進めること。

また、広域的な処理体制を構築する中で、課題となる家畜の運搬費用への助成など、広域流通対策への支援を講じること。

12 道路網の整備促進等について

広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路等の整備は、人流・物流の円滑化や活性化によって我が国の経済活動を支えるとともに、激甚化・頻発化・広域化する自然災害からの迅速な復旧・復興を図る上で大変重要なものである。また、都市圏などの環状道路やバイパス等の整備は、都市機能を回復し、生産性の向上による地域経済の好循環をもたらすストック効果が期待できるため、強力に整備促進を図ることが必要である。

東北及び関東地方に多大な被害を及ぼした東日本大震災では、高規格道路等は緊急輸送道路として、救援活動や援助物資の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識された。

令和6年元日に発生した能登半島地震では、国道249号などの主要道路に被害が発生し、一時最大で3,000人を超える孤立が発生するとともに、復旧に時間がかかる大きな要因となるなど、道路ネットワークの重要性が再認識されたところである。

令和7年6月に閣議決定された「第1次国土強靱化実施中期計画」では、令和8年度から令和12年度までの5か年で道路施設の老朽化対策、高規格道路の未整備区間解消及び4車線化等の道路ネットワークの機能強化対策、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策等に重点的に取り組むこととなっており、予防保全型メンテナンスへの早期転換や広域支援に不可欠な交通ネットワークの連携強化など国土強靱化に向けた取組みの着実な推進に向けて、国の継続した財政措置が不可欠である。このため、第1次国土強靱化実施中期計画に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進するとともに、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映させた上で、必要な予算・財源を当初予算において通常予算とは別枠で確保して、切れ目無く、継続的・安定的に取り組むことが必要である。

また、近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する巨大地震等の大規模自然災害から、関東地方の安全・安心を確保していくためにも、国と地方との役割分担を踏まえた上で、国が責任を負うべき道路の着実な整備とともに、高規格道路等のストック効果を高めるアクセス道路など、地方が行う必要な道路整備への安定的な財政措置が必要である。

さらに、大雪などによる大規模自然災害時において高規格道路等は、地域の耐災害性を高め、代替輸送ルートともなることから、整備を促進し、道路ネットワーク機能を確保していく必要がある。

また、我が国の道路施設は高度成長期に集中的に建設された経緯から、急速に高齢化が進んでおり、老朽化対策の推進が急務となっている。

これらを踏まえ、以下の事項について特段の措置を講じられたい。

1 各道路の整備促進等

(1) 東北縦貫自動車道の機能強化及び宇都宮 I C 以北の 6 車線化整備計画の策定

東北縦貫自動車道は、首都圏と東北地方を結ぶ広域連携軸として極めて重要な幹線道路である。

ついては、交通渋滞を解消し、速達性・定時性を確保するため、上河内 S A 付近や矢板北 P A 付近などの渋滞が発生している箇所について、付加車線の設置等、早期に対策の具体化を図ること。

また、宇都宮 I C 以北の 6 車線化整備計画の早期策定を図ること。

(2) 東京外かく環状道路の整備促進

東京外かく環状道路は、都心から約 15 キロメートル圏を環状に結ぶ総延長約 85 キロメートルの道路であり、都心に集中

する放射状の高速道路や一般国道等と連結し、首都圏の自動車交通の円滑な分散導入を図る重要な役割を担うものであり、また、切迫する首都直下地震などにおいて、日本の東西交通の分断を防ぎ、災害時に対応したリダンダンシーが確保されるよう首都機能を堅持するほか、救援、復旧活動に大きな役割を果たすなど、国民の生命や財産を守る重要な機能を有することから、一刻も早く完成させる必要がある。

京葉道路との接続部である京葉 J C T については、京葉道路千葉方面と外環道高谷方面とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。

関越自動車道から東名高速道路間の約 16 キロメートルについては、安全を最優先に整備を進め、早期に開通すること。特に、令和 2 年に調布市で発生した陥没・空洞事故を踏まえ、取りまとめられた再発防止対策等を確実に実施するとともに、住民の不安払拭に向け、地元自治体の意見を聞きながら、緩んだ地盤の補修の実施、個々の事情に合わせて行われている補償を含めた丁寧な説明やきめ細やかな対応を確実に行うこと。

湾岸道路から東名高速道路間については、東京外かく環状道路の最後の区間であるが、ルート等は未定の状況である。現在、東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）計画検討協議会において、川崎縦貫道路の計画も視野に入れながら、検討が進められている。湾岸道路から東名高速道路間を接続することは、環状道路としての機能を最大限に発揮させるとともに、羽田空港や京浜三港へのアクセス性の強化に資するものであり、物流強化等の観点からも、計画を早期に具体化すること。

川口 J C T から外環三郷 J C T 間については、慢性的な渋滞が発生しているため、さらなる渋滞解消のための検討を進

めるとともに、可能な区間において渋滞対策を講じること。

(3) 首都圏中央連絡自動車道の整備促進

首都圏中央連絡自動車道は、都心からおよそ半径 40～60 キロメートルの位置に延長約 300 キロメートルの高規格道路として計画され、首都圏の中核都市や更なる機能強化が進められている成田国際空港などの拠点間の連携を強化し、交流を促進することによる観光振興や、広域的な移動性の大幅な向上による物流の効率化など、地域発展の基盤として重要な役割を果たすものである。

今後、切迫性が高まっている首都直下地震の発生など、首都圏における災害時には、緊急輸送道路として災害救助活動や緊急物資の輸送等に極めて大きな役割を果たすことから、環状道路を早期に開通させるとともに、暫定 2 車線区間の早期 4 車線化を図ることが不可欠である。

ついては、環状道路としての機能を最大限発揮させるため、供用済みの首都圏中央連絡自動車道の西側区間と東京湾岸部をつなぐ高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備を図ること。

また、成田国際空港と羽田空港を結ぶ新たなルートの一部となる大栄 J C T から松尾横芝 I C 間については、令和 8 年度の開通を確実に達成するとともに、大栄 J C T から多古 I C 間については、先行して令和 8 年秋頃の開通を図ること。

さらに、五霞 I C から木更津東 I C 間の暫定 2 車線区間については、対面通行の安全性や走行性、大規模自然災害時等の対応に課題があり、安全で円滑な交通の確保や生産性の向上を図るためにも、4 車線化が必須である。

令和 7 年度に 4 車線化が完成したつくば中央 I C からつくば J C T 間、つくば牛久 I C から牛久阿見 I C 間、阿見東 I

Cから稲敷 I C 間に引き続き、五霞 I C から大栄 J C T 間のうち、暫定 2 車線区間について、令和 8 年度までに順次 4 車線化を図るよう整備を進めるとともに、残る大栄 J C T から木更津東 I C 間についても早期 4 車線化を図ること。また、圏央道の利便性の向上や地域の活性化に大きく寄与するかずさ I C（仮）の早期整備を図ること。

（４） 新東名高速道路の早期全線開通及び 6 車線化の早期実現

新東名高速道路は、我が国の社会経済活動の根幹を担う新たな大動脈としての機能を有するとともに、地震等の大規模自然災害時には緊急輸送道路及び東名高速道路の代替路としての役割を果たす極めて重要な道路である。

新御殿場 I C から西側の区間は、令和 3 年 4 月までに全て供用され、東名高速道路とダブルネットワークを形成することにより、渋滞の緩和や経済活動の活性化などのストック効果が発揮されている。こうした効果を更に広め、高めていくためには、残る区間の整備促進が不可欠である。

令和 4 年 4 月までに、海老名南 J C T から新秦野 I C 間が開通しているが、残る新秦野 I C から新御殿場 I C 間について、トンネル掘進状況を踏まえつつ早期に開通予定時期を示すとともに、工事の安全を最優先として、一日も早い開通を目指し事業を推進すること。また、暫定 4 車線で整備が進められている区間について、一層の物流の効率化を進めるため、供用後は全線 6 車線化の早期実現を図ること。

さらに、大都市圏をつなぐダブルネットワークの安定性・効率性を一層向上させるためにも、ルートが未確定である海老名南 J C T 以東の区間について、早期に計画の具体化を図ること。

(5) 中部横断自動車道の整備促進

中部横断自動車道は、日本列島の中央部において太平洋側と日本海側とを直結するとともに、北関東3県及び甲信静3県を結ぶ「関東大環状ネットワーク」を支える高速道路網の一部を形成し、これらの地域の産業・文化・学術等の発展に大きく寄与する重要な道路である。

ついては、全線開通に向け、唯一の未事業化区間である（仮称）長坂 J C T から八千穂高原 I C 間の早期事業化を図ること。

また、高速道路における安全・安心基本計画において暫定2車線区間の4車線化優先整備区間に選定された双葉 J C T から白根 I C 間の早期整備を図ること。

(6) 三遠南信自動車道の整備促進

三遠南信自動車道は、東三河（愛知県）、遠州（静岡県）、南信州（長野県）を相互に結ぶことで、広範な交流ネットワークを形成するとともに、地域の安全・安心や国土強靱化の実現等に寄与する重要な道路である。

ついては、飯喬道路や青崩峠道路、水窪佐久間道路の早期完成を図ること。

また、同自動車道と一体として機能する国道152号の現道改良区間の整備を早期に推進するため、必要な財政措置を講じること。

(7) 伊豆縦貫自動車道等の整備促進

伊豆縦貫自動車道は、東名高速道路及び新東名高速道路と直結し、伊豆地域に高速交通サービスを提供することにより、渋滞緩和や地域の活性化をはじめ、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における緊急輸送道路の役割を担うなど、防災、

住民の安全・安心に不可欠な道路である。

については、伊豆縦貫自動車道の日も早い全線開通に向け、河津下田道路の早期完成を図るとともに、天城峠道路の月ヶ瀬ＩＣから茅野ＩＣ（仮）間の早期工事着手、及び未事業化区間である茅野ＩＣ（仮）から河津七滝ＩＣ間の早期事業化を図ること。

また、伊豆縦貫自動車道と一体的な道路ネットワークを構成する東駿河湾環状道路の沼津岡宮ＩＣから愛鷹ＩＣ（仮）間について、事業を推進するとともに、早期全線開通に向け、愛鷹ＩＣ（仮）以西の区間についても、新規事業化を図ること。

（８） 核都市広域幹線道路の計画の促進

核都市広域幹線道路は、首都圏の業務核都市の育成整備を図り、業務核都市相互を連絡する重要な広域幹線道路であるので、概略計画の検討（計画段階評価）を進めている「埼玉新都心線～東北道間」について、早期にルートを決定し、計画を具体化すること。

また、東北道～東埼玉道路間、与野ＪＣＴ～関越道間について、引き続き地域特性や交通課題の分析を進めること。さらに、広域的な幹線道路としての機能を最大限発揮するため、東埼玉道路以東や関越道以西について、計画の具体化を図ること。

（９） 中央自動車道の機能強化の促進

中央自動車道は、我が国の三大都市圏を結ぶ大動脈として機能しており、上野原ＩＣから大月ＪＣＴ間については、６車線化が完了している。

しかし、高井戸ＩＣから上野原ＩＣ間においては、慢性的

な渋滞が発生しており、首都圏渋滞ボトルネック対策協議会においては、小仏トンネル付近や調布付近などが「主要渋滞箇所」に特定されている。これまで、中央道渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、車線運用の見直しや付加車線の設置による交通容量拡大など、対策の具体的な案が示され、事業化されたところである。

そのため、上り線の小仏トンネル付近や三鷹バス停付近、下り線の相模湖付近や日野バス停付近について、付加車線設置による渋滞対策が行われているところであるが、これらの渋滞対策事業を早期に完成させるとともに、更なる渋滞解消のための検討を進めること。

(10) 東関東自動車道の整備促進

東関東自動車道水戸線は、鹿島港や茨城港、さらには成田国際空港や、茨城空港などの交流拠点を結び、陸・海・空の広域交通ネットワークを形成することはもとより、首都圏域での災害時におけるリダンダンシーの確保と、第三次救急施設への短時間搬送可能区域の大幅拡大などに欠かすことのできない重要な幹線道路である。

ついては、未開通区間である潮来ＩＣから鉾田ＩＣ間について、十分な予算を確保するとともに、令和８年度の全線開通に向け、整備を進めること。特に、行方ＩＣから鉾田ＩＣ間については、前倒しで令和８年度半ばの開通に向け、整備を進めること。

また、東関東自動車道館山線は、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道などと一体となって、南房総地域と首都圏各地域との観光振興、交流・連携の強化、地域活性化に大きく寄与するとともに、災害時における緊急輸送道路としても機能する重要な道路である。

東関東自動車道館山線の一部を構成する富津館山道路については、国が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」において、全線が4車線化の優先整備区間に選定されている。

については、富津館山道路の富浦ICから富津竹岡ICについて、早期の4車線化を図ること。

また、東関東自動車道と接続する京葉道路は、千葉県と東京都心をつなぐ重要な幹線道路であり、その渋滞対策として、貝塚トンネル付近の車線追加等による抜本的な対策について、調査・設計を進め、工事に着手するとともに、引き続き、必要な渋滞対策を行うこと。

(11) 中部縦貫自動車道の整備促進

中部縦貫自動車道は、長野県松本市から岐阜県の飛騨地域を経由して福井県福井市に至る道路であり、関東、中部、北陸地方の広域的、一体的な発展に大きく寄与する重要な道路である。沿線には世界文化遺産「白川郷合掌造り集落」や特別名勝特別天然記念物「上高地」、国宝「松本城天守」などが散在し、これらをつなぐ広域観光ルートの形成に期待が大きい。また、南海トラフ地震に対する備えとして、高規格道路ネットワークの代替性確保は国土強靱化の観点から極めて重要であり、早期整備が必要である。

については、現在事業中の松本波田道路の早期完成を図ること。

また、「基本計画区間」である松本市波田から中ノ湯間については、計画段階評価に早期着手すること。

(12) 新大宮上尾道路の整備促進

新大宮上尾道路は、関越自動車道と東北自動車道の間に

位置し、首都高速道路と首都圏中央連絡自動車道を結ぶ、首都圏高速道路ネットワークにおいて欠かすことのできない路線であるとともに、慢性的に渋滞が発生している国道 17 号の混雑緩和に寄与する重要な道路である。

また、災害時において、広域防災拠点に位置付けられているさいたま新都心の機能を最大限発揮させるためにも、本路線の早期整備が必要である。

ついては、現在事業中の与野 J C T（仮称）から上尾南出入口（仮称）間の整備を推進するとともに、未事業化区間である上尾南出入口（仮称）から桶川北本 I C 間についても早期事業化を図ること。

(13) 北千葉道路の整備促進

北千葉道路は外環道と接続し、都心と機能強化の進む成田空港を最短で結び、成田空港「第 2 の開港」を支える基盤インフラであり、千葉県のみならず我が国にとっても極めて重要な道路である。

指定区間に編入された北千葉道路（市川・松戸）については、事業が円滑に進むよう千葉県と沿線市で最大限支援していくので、早期整備を図ること。

市川市から船橋市間の未事業化区間については、事業実施環境を整えていくので、早期事業化を図ること。また、整備にあたっては、有料道路事業の活用により整備を加速すること。

印西市から成田市間は、早期整備及び 4 車線化に必要な予算を確保すること。さらに、国道 464 号北千葉道路全線の直轄編入を図ること。

(14) 栃木西部・会津南道路の整備促進

栃木西部・会津南道路は、福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり、関東と東北の広域的な連携の促進はもとより、沿線地域の経済発展、観光振興を支える重要な道路である。

また、東日本大震災の際には、東北自動車道や国道4号の代替機能を果たしており、緊急時における代替路の確保の観点からも、早急な整備が必要である。

については、異常気象時通行規制区間を解消し、交通の利便性・安全性を確保するため、国道121号日光川治防災の整備を推進するとともに、日光川治防災以外の優先整備区間についても早期整備に向けた支援を図ること。

将来的には、福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり東北自動車道や国道4号の代替機能を果たす重要な道路であることから、直轄指定区間への編入を図ること。

(15) 国道17号上武道路の全線4車線化の促進

国道17号は、東京都と新潟県を結び、広域的な都市間連絡道路として、関越自動車道の機能を補完し、地域間の流通促進、沿線地域の経済活動の発展に欠かせない重要な幹線道路である。

このうち上武道路は、埼玉県熊谷市から群馬県渋川市を結ぶ地域高規格道路「熊谷渋川連絡道路」の一部をなしており、平成28年度に全線が開通したところである。

全線開通に伴い、交通量は3割増加し、企業立地、物流、観光等が活性化する一方で、新上武大橋を含めた5.9キロメートルの暫定2車線区間では、朝・夕のピーク時を中心に旅行速度が大きく落ち込み、渋滞による物流等の停滞を招いている。

については、広域的な都市間連絡道路である上武道路の整備

効果を十分に発揮させるため、引き続き全線４車線化の整備を促進し機能強化を図ること。

(16) 東名高速道路及び横浜新道等の機能強化の促進

我が国の暮らしや経済を支える大動脈である東名高速道路や、首都圏における重要な幹線道路である横浜新道、第三京浜、国道１号では、本線や周辺道路で渋滞が発生し、その機能が十分に発揮されていないことから、我が国の社会経済活動に大きな影響を与えており、渋滞対策を早期に実施していく必要がある。神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループでは、付加車線や出入口の設置など、対策の方向性が示され、一部の工事や設計等の取組みが進められている。

引き続き、円滑な交通の確保に向けた対策を早期に進めること。

(17) 厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）の事業促進

厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）は、慢性的な混雑状況となっている国道 246 号の交通混雑の緩和を図るとともに、東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道、新東名高速道路と一体となって交通ネットワークを強化し、地域の活性化に寄与する重要な道路である。現在一部区間で用地取得や工事が実施されているが、交通利便性の向上のため、有料道路事業の積極的な活用等により、事業中区間の早期整備及び未事業化区間の早期事業化を図ること。

(18) 東埼玉道路の整備促進

東埼玉道路は、埼玉県八潮市（外環道）を起点に埼玉県春日部市（国道 16 号）に至り、東北自動車道や常磐自動車道を補完するとともに、国道 4 号の交通混雑の緩和や沿線の開発

事業を支援する自動車専用部と一般部が併設する道路である。

一般部については、東京外かく環状道路から吉川市まで開通済の 5.7 キロメートル区間に続き、令和 7 年 6 月 1 日に吉川市から北葛飾郡松伏町までの 3.8 キロメートル区間が開通した。

引き続き、北葛飾郡松伏町から春日部市までの整備を更に推進すること。自動車専用部については、現在事業中の八潮から松伏までの整備を更に推進するとともに、未事業化区間（松伏～国道 16 号）の早期事業化、更に圏央道までの計画を早期に具体化すること。

(19) 新湾岸道路の計画促進

新湾岸道路は、湾岸地域の更なる活性化や防災力の強化はもとより、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上に資する大変重要な道路である。

外環高谷 J C T 周辺から蘇我 I C 周辺ならびに市原 I C 周辺までの間において、地元の県と沿線市は連携し、地域の理解が深まるよう、地元調整など積極的に役割を果たしていくので、有識者委員会における提言等を踏まえ、早期に概略ルートや構造の検討を進めること。

加えて、東京湾岸地域では都県間を往来する広域的な交通が集中していることから、首都圏三環状道路の概成を見据え、第二東京湾岸道路など広域的な交流・連携を促す路線について都内を含めて検討を進め、計画を具体化すること。

(20) 千葉北西連絡道路の計画促進

千葉北西連絡道路は、国道 16 号などの交通円滑化や、核都市広域幹線道路の機能を兼ね備え、県内外との交流・連携を強化し地域の活性化を図るとともに、災害時における多重

性・代替性を確保する重要な道路である。

つくば野田線以北から国道 464 号付近までの間（野田市～印西市）において、概略計画の策定に向け、地元の県、沿線市は、地域住民に必要性・整備効果等を情報提供するとともに、交通課題や要望等の意見を把握するなど、地域の理解が深まるよう役割を果たしていくので、早期に概略ルート・構造の検討を進めること。

また、千葉北西連絡道路延伸部（国道 464 号以南）の計画についても検討を行うこと。

(21) 首都高速道路の大規模更新の機会を捉えた機能強化

首都高速道路の大規模更新の機会を捉え、高速道路網の充実や機能強化を図るため、日本橋周辺の首都高速道路の地下化に伴い必要となる新京橋連結路の整備推進や晴海線延伸部等の早期事業化を図ること。新京橋連結路の整備に当たり、地方に過大な負担とならないよう、引き続き財源措置を講じること。

(22) 国道 20 号新山梨環状道路（北部区間）の事業促進

国道 20 号は、東京都と長野県を結び、広域的な都市間連絡道路として、中央自動車道の機能を補完し、沿線地域の経済活動の発展に欠かせない重要な幹線道路である。

新山梨環状道路（北部区間）は、国道 20 号のバイパスとして国が整備を進めており、約 17 キロメートルのうち、東側約 7.5 キロメートルと西側約 5 キロメートルが事業化され、現在、測量調査や用地取得などが実施されている。

しかし、残る約 4.5 キロメートルは未だ事業化されていないことから、有料道路制度を活用した整備手法の検討を行い、事業中区間の整備促進及び未事業化区間の早期事業化を図る

こと。

(23) (仮称) 鹿行南部道路の計画促進

(仮称) 鹿行南部道路は、東関東自動車道水戸線から重要港湾である鹿島港を中核とする鹿島臨海工業地帯へのアクセス機能を強化することで、地域のポテンシャルを十分に引き出し、我が国の国際競争力の強化や生産性の向上、周辺地域の更なる活性化が期待される重要な道路である。

ついては、東関東自動車道水戸線潮来 I C 周辺から鹿島臨海工業地帯波崎地区工業団地周辺までの概略ルート・構造の検討を進め、道路計画を早期具体化すること。

(24) 上信自動車道の事業促進

上信自動車道は、群馬県渋川市の関越自動車道・渋川伊香保 I C 付近から群馬・長野県境の鳥居峠付近を經由して長野県側の上信越自動車道に至る延長約 84 キロメートルの高規格道路である。

本路線は、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークを構築するとともに、物流の効率化や観光振興など、渋川・吾妻地域の活性化支援に大きく寄与する道路である。

ついては、事業中区間について予算を重点的に配分すること。

また、「調査区間」についても、早期の整備区間指定を行うとともに、特に大規模で技術的難易度の高い工事が想定される県境を跨ぐ区間については、国の権限代行による早期事業化を図ること。

2 高速道路網の有効活用

(1) スマート I C の整備促進

スマート I C は、既存の I C を補完し、高速道路の利用促進や一般道路の渋滞緩和に寄与するとともに、地域振興や観光地等の活性化、企業立地の促進による産業振興などに資する極めて有効な I C である。

については、事業化されたスマート I C の整備促進及び準備段階調査箇所の早期事業化を図るとともに、計画中のスマート I C についても、設置要件の柔軟な運用及び準備段階調査の箇所選定要件の明確化と速やかな箇所選定が図られるよう地方公共団体が進める取組を強力に支援すること。また、地方公共団体が整備するアクセス道路への十分な財政支援を図ること。

(2) E T C の更なる普及促進

全国的高速道路の E T C 利用率は 9 割を超えており、高速道路が完全 E T C 化されると、将来的な本線料金所の撤廃や料金収受などに要するコストの削減、混雑状況に応じた料金施策の導入につながることが期待される。

令和 2 年 12 月に策定された E T C 専用化等に向けたロードマップでは、都市部は 5 年、地方部は 10 年程度で E T C 専用化を概成させることが示され、令和 4 年 3 月からは一部の料金所が E T C 専用化となった。

料金所の E T C 専用化については、着実に整備推進を図るとともに、本線料金所については、早期撤廃を図るため、国がリーダーシップを発揮し、撤廃方法や撤廃時期等の課題に対して解決策を示すこと。また、E T C の普及促進やクレジットカード非保有者等への対策及び誤進入等による非 E T C 車対策等を積極的に進めること。さらに、E T C 専用化に加え

て、E T C 多目的利用サービス（E T C G O、E T C X 等）の利用拡大も進めること。

（３） 利用しやすく社会経済活動の効率を高める高速道路料金体系の実現

首都圏三環状道路が整備されることにより、首都圏の高速道路がネットワークとしての機能を発揮し、道路利用者の利便性向上や経済活動の効率化・活性化など、多方面での効果が期待できる。

さらに、都心部の渋滞緩和及び排出ガス総量の抑制、大型車の利用促進などの環状道路の効果を発揮させ、首都圏全体が目指すべき将来像の実現につなげていく必要がある。

平成 28 年 4 月から導入された新たな料金体系では、対距離制を基本とした料金体系の整理・統一及び起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現が図られた。

また、令和 4 年 4 月には、首都高速における料金体系の整理・統一を更に進めるとともに、外環千葉区間への迂回を促進する料金改定が行われるなど、「首都圏料金の賢い 3 原則」に沿って、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けた取組が進められている。

さらに、令和 6 年 3 月には、国と千葉県の負担により実施されている「アクアライン割引」の前提でもある、全国的高速道路の 3 つの料金水準（普通区間・大都市近郊区間・海峡部等特別区間）とこれに伴う料金水準の引き下げについて、E T C 車を対象として 10 年間継続することが示された。

今後も、道路ネットワーク整備の状況や社会情勢の変化を踏まえつつ、新たな料金体系が交通等に与える影響を検証した上で、経路に関わらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定するシンプルな料金体系の確立や物流の効率化等の観点も含め、引き続き改善を継続するとともに、物流事業者な

ど利用者の負担増に配慮すること。

また、ビッグデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。

一方、全国的な高速道路料金割引制度については、割引の目的に沿って一定の効果が発現しているものの、割引により別の課題が生じていることなどから、深夜割引など現行の各種割引制度の見直しが検討されている。

引き続き、令和３年８月の中間答申を踏まえ、社会状況の変化に応じて割引制度の見直しを進め、利用者が料金割引を認識・実感できるよう、分かりやすくシンプルな割引の実現を図ること。

(４) **ＳＡ・ＰＡにおける確実な休憩機会の確保等と新たな需要への対応**

首都圏三環状道路の整備進展に伴い、圏央道沿線には多くの物流拠点や工場等の立地が進んでおり、大型車両の増加など首都圏の高速道路網の利用形態は大きく変化している。

については、ドライバーの負担軽減のため、ＳＡ・ＰＡ内の駐車マス拡充や混雑状況の情報提供などにより駐車容量・駐車効率を向上させるとともに、高速道路における休憩施設空白区間の解消を進め、確実な休憩機会の確保を図ること。

また、女性のさらなる活躍を支える観点から、女性が利用しやすい休憩施設等の整備に取り組むこと。

さらに、高速道路のＳＡ等は、東日本大震災の際に、自衛隊や消防の中継基地、避難住民の輸送基地として活用されるなど、貴重な防災拠点として機能しており、首都直下地震などの大規模災害に備えて、国においても、ヘリコプターの活用等も念頭に、ＳＡ等における防災機能強化の促進に向け、

取り組むこと。

また、国内では 2035 年までに、乗用車新車販売において電動車 100%が目標とされており、今後、次世代自動車の更なる普及促進が図られる。次世代自動車の普及に伴い、E V 充電器や水素ステーション等の不足が生じることが懸念されるため、S A ・ P A での設置スペースの確保や充電待ちの削減に向け、取り組むこと。

(5) 高速道路での逆走事故対策の推進

高速道路での逆走の発生に対しては、国や高速道路会社等において対策を進めているところであるが、高齢化の進展や、認知症問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、今後も、逆走事故の撲滅を目指し、取り組みを推進すること。

3 高速道路等の適切な管理や機能強化の推進

開通から 50 年以上が経過した首都高速道路をはじめとする高速道路は、老朽化が進んでおり、高速道路の機能を将来にわたり維持するため、抜本的な性能回復を図る更新事業の推進が必要となっている。

令和 5 年 9 月に施行された「道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律」では、高速道路の料金徴収期間を延長し、必要な財源を確保することなどにより、高速道路の適正な管理や機能強化を推進することとされている。

高速道路は重要かつ基幹的な道路であり、安全かつ円滑な交通及び利用者の利便を確保することから、計画的に維持管理・修繕、更新、進化・改良ができるよう、持続可能な高速道路システムの構築に向け、関係自治体の意見を尊重した上で、引き続き国が責任をもって取り組むこと。

また、地方管理道路についても、トンネルや橋梁等、不具合が生じれば重大な事故に直結する施設から、舗装といった日常生活に密接に関連するものまで、老朽化に備え必要な修繕を行えるよう、財政的、技術的な支援について一層の強化を図ること。

4 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の整備・機能強化を推進すること。

また、新広域道路交通計画に位置付けた一般広域道路の事業中及び供用区間については、地方と十分に調整を図り、早期に重要物流道路に指定するとともに、地方管理の指定道路の整備・機能強化推進のため、事業中区間について補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

5 有料道路制度活用による地方管理道路の維持・充実等

防災・減災、国土強靱化の推進や広域的な交流・連携の強化を図るためには、地方における広域道路ネットワークの更なる充実が不可欠であることから、広域道路の新規事業化や既存の地方有料道路の維持・更新等に必要な財源を計画的に確保する手法として有料道路制度を有効活用できるよう、検討すること。

6 構想路線に係る地方公共団体への支援等

新広域道路交通計画における構想路線は、高規格道路としての役割が期待されていることから、高規格道路への位置付けに要するプロセスを明確に示すとともに、地方公共団体が、具現化に向けて、必要な調査・検討を行う場合は、財政支援を行うこと。

7 自動物流道路の早期社会実装

将来の担い手不足やカーボンニュートラルへの対応など物流課題

の解決には、物流の自動化・効率化が不可欠であり、このため自動物流道路の早期の社会実装が期待されている。幹線物流を担う東京－大阪間をはじめ、国際物流拠点である成田国際空港周辺等において航空物流を含む我が国の物流ネットワーク強化のため、技術的な検証や制度の整備を行い、早期実装を推進すること。